

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 3 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

国民健康保険被保険者証の有効期限到来前のマイナ保険証
及び資格確認書の取扱い等に関する事前周知について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 2 日以降、従来の被保険者証が新たに発行されなくなり、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しました。

今後、国民健康保険の発行済みの被保険者証の有効期限が、多くの保険者において順次到来していく中で、被保険者の皆様が安心して医療機関等を受診いただけるよう、有効期限到来までの間に、マイナ保険証及び資格確認書の取扱い等に関し、特に以下の点について、被保険者の皆様に対し丁寧に周知していくことが必要であると考えています。

- ・ お手元の被保険者証の有効期限到来後は、被保険者証が利用できなくなり、マイナ保険証又は資格確認書で医療機関等を受診する必要があること
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいない方（マイナ保険証をお持ちでない方）に対しては、お手元の被保険者証の有効期限到来までの間に、申請によらず資格確認書が交付されること、また、高齢者や障害者等のマイナ保険証による受診が困難な方については、マイナ保険証をお持ちであっても、申請に基づき、資格確認書が交付されること
- ・ お手元の被保険者証の有効期限到来までに、自身がマイナンバーカードを持っているか、また、当該マイナンバーカードは健康保険証の利用登録が済んでいるかの確認をしていただきたいこと

つきましては、上記について、別紙 1 のとおり国においてリーフレットのひな型を作成しましたので、都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に周知いただくとともに、各保険者においては、これを活用し、被保険者証の有効期限到来までの間に、被保険者等への個別郵送や広報誌等への掲載等を通じた全ての被保険者への周知・広報に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

（リーフレットには被保険者証の有効期限及び保険者名等を追記するスペースを設けております。また、注書き等の修正も可能ですが、デザインの修正を伴わない範囲でお願いいたします。）

なお、各保険者における被保険者証の有効期限が到来する概ね 1 ヶ月前までに、別紙のリーフレットにより周知・広報を行う場合、リーフレットの印刷費、封入・郵送料（通常時との差分に限る。）等のかかり増し経費については、必要な財政支援を行うこととしておりますが、詳細については確定次第、別途お知らせいたします。

また、別紙２のとおりポスターのひな形も作成しております。こちらについても、庁内等の掲示等に御協力いただきますようお願いいたします。